

目 次

第1章 総 則	3
第2章 消防同意事務審査要領	
第1節 総 論	
第 1 審査上の留意事項	5
第 2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	8
第 3 消防用設備等の設置単位	48
第 4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い	58
第 5 無窓階の取扱い	69
第 6 収容人員の算定	84
第 7 政令第8条に規定する区画等の取扱い	88
第2節 項目別審査要領	
第 1 敷地内の消火活動上の施設等	101
第 2 建築物構造	105
第 3 防火区画	113
第 4 避難計画	120
第 5 排煙計画	141
第 6 内装制限・防火材料	147
第 7 避難上の安全の検証	153
第 8 非常用の進入口	158
第 9 非常用の昇降機（エレベーター）	166
第10 緊急離発着場等	171
第11 防災防火対象物、防災物品	199
第12 火の使用に関する制限等	204
第3節 用途別審査要領	
第 1 個室ビデオ店等に係る防火安全対策	216
第 2 社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策	219
第 3 倉庫に係る防火安全対策	224
第 4 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の指定基準	229
第 5 アーケード	231
第4節 形態別審査要領	

第 1	高層の建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	239
第 2	大規模建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	247
第 3	高架下建築物等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	248
第 4	道路の上空に設ける通路・・・・・・・・・・・・・・・・	253
第 5	建築物の屋上に設けるビアガーデン等・・・・・・・・	256
第 6	工事中の防火対象物の安全対策・・・・・・・・	257
第 7	太陽光発電設備の表示・・・・・・・・・・・・・・・・	260

凡例

無印：法令基準

防火に関する規定に係る法令による事項（運用解釈を含む。）

◆：指導基準

当消防局が消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険或いは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

★：法令基準＋指導基準

上記法令基準に指導基準を加えて基準とした事項